今度は三川で変災

コンベア停めず作業させる

去る十一日宮浦鉱での変災につづき、こんどは二十一日三川鉱で変災一名が死亡した。全く連続的に絶えまもなく変災は発生しており、犠牲者はうなぎのぼりに続出している。会社の生産重点主義を改めないかぎり死の犠牲はつづくだろう。われわれの犠牲の上にうちたてられる生産増強はもうごめんだ。われわれの手で災害のなく働ける職場を確立しなければならない。

去る十月二十一日、午前三時五十分ごろ三川鉱三五〇米坑道三六卑左一片で作業をしていた掘進工福本鉄雄さん（三池労組・42才）が罹災、頭がい骨骨折で即死した。この日、福本さんら七名が同現場に配役され、アーチ枠の冠材（ふつうハリと呼んでいる）を足場台の上に吊上げ中、下端がPC（パンツアコンベア）に落ちこみ、冠材を斜上に押上げた。その際、上端と足場台にはさまれ罹災したのである。

過去に二回も事故

ここの大加背は地面から天井まで七・二米あり、それに三段の足場を組んで作業するのであるが、ここ左一片の「つめ」には払いで採炭を配役しており、PCは連続運転していた。

冠材の作業は大体五分から十分あれば作業を終るのだが、その一寸の時間さえも会社はPCを停めるのを禁止している。

ここでは今回が始めての事故ではなく、去る八月三日にも冠材を上げていたとき手を負傷するという災害を起しており、この作業中はPCを停めてくれと意見を具申していたものだが、会社は一向に聞き入れるふうでもなかった。

その後、去る十六日の二番方のときも二十一日と同じようなケースで事故が起き、PCの中に冠材が引っかかって足場が四十五度傾き、足場にのっていた五人がひっくり返された。幸い大きな怪我はなかったが、この時も組合から再三にわたって、冠材作業のときはPCを停めてくれと申入れたが、会社はこれを拒否している。これがわずか数日前の出来事である。

さらに問題があるのは、十七日に担当係員が欠勤したので、他の係員がここに臨時配役されてきたが、この係員に開発部内の主席係員がきて「運転は停止させず作業させろ。停止するとガスが入って運転が困難になる」と指示している点である。

また、現場の近所に非常スイッチが取付けてなく、この罹災地から手前か奥の方へ、それぞれ三十米ばかり走らねば非常の際は停められず、間に合わない状態である。

PC停める間も惜しい会社

要するに一寸の間PCを停めれば問題はないのだが、生産に狂奔する会社にとっては、この少しの時間すら惜しいのであり、人命など二の次と考えていることがあきらかである。

組合では変災後、直ちに本部・支部で本社へ抗議を行なったが、この抗議に対してさえ会社は「スイッチを停めずに外の方法を考えたい」と答えている。

犠牲者を出してさえも会社の態度はこういうふうであり、生産の前には全く保安などないというのが実情だ。組合ではこの問題はこんごの団交でおしすすめることとなっている。

× × ×

港務所の地方鉄道切替え

狙いは組合活動の封殺だ

現場の組合員はこう考える

会社は港務所の地方鉄道切替えを昨年暮の生産説明会の席上で提案してきた。この切替えのねらいはすでに本紙でも明らかにしてきたが、組合ではこれに対して去る九月九日の中央委員会で、基本的に反対の態度を決定した。会社は切替へ向けてすでに具体的に行動を起こしているが、直接の職場である港務支部の組合員は、この問題をどうとらえ意志の統一を行なっているか、現場の組合員に集まってもらいその座談会を開いた。（司会＝山下副支部長）

司会　まず、会社はなぜ地方鉄道という問題を出してきたのか、これを現場ではどうとらえていますか。

A　一番大きなねらいは組合活動の封殺だと思います。というのは、地方鉄道になればいろんな法律で、例えば労調法だとか何とか四つか五つの法律があり、それで組合活動が制約されるでしょう。それで組合活動を押えることができると思います。

C　それにもう一つは、会社が前から念願としていた港務所分離ラインがねらいと思います。

地方鉄道に切替えて、その後であわよくば分離問題を出してくるんではなかろうかという考えだと思います。

B　いずれにしても、生産がよりスムースに行くように、三井鉱山自体がより以上儲けるための手段ですね。

知らされていない第二組合員

司会　今までいわれたことが中心となりますが、もう一つ考えられるのは、提案の中にもある臨海工業、産炭地振興の関連も考えているようですね。地方自治体からの収奪という点ですね。それから第二組合の点が出ましたが、現場ではどんな考えでいますか。

A　一口にいうとバラ色の夢を描いています。切替えに対する情宣もあっていないようです。たんに「儲かるげな」というわさばかりです。私たちが順序を正して話してやると「そうかなあ」といっていますね。

C　第二組合員で現場の指導的立場のものだが「今のままでは切替えがあって会社が儲けても賃金は上らない。なぜかというと港務所が炭労に入っている限りダメだ。分離させた方が恩恵がある」という見方をしていますし、組合員に情宣していますよ。

G　とに角いえることは、われわれより情宣を聞いていないですね。

E　この前、支部の集会にはたった三人しか集まらなかったというし、情宣では運転が足らんということで配転のムードをかきたてたらしいですね。

労働条件の低下は必至

司会　では実際に地方鉄道切替えがどう労働条件として現われてくるかですが、会社ではすでに数年前からその線でなし崩しにやってきているのですが、現場ではどう思いますか。

A　検査関係は減らされてしまうでしょうね。おそらく請負に出して少数の人を検査員として残し、責任をうんと負わされるでしょう。本来会社の責任だったものが、個人の責任としてですね。

B　労働条件のしわ寄せは機関庫に一番出てくるでしょう。いまも年々出てきています。

切替えの認可がおりたら一時間の休憩以外は全部ダイヤに組まれるでしょう。この点私たちより第二組合員が心配しています。

情宣や交流座談会を

司会　現場では、われわれが現在「斗っている政転斗争とこの問題をからめて斗いを見つめていますか。

A　それは欠けています。職場ではまだ討議が不十分ですね。浸透していませんよ。

C　私の所では一応の意志統一はできていますが、政転斗争と結びつけてどう斗いを進めるかは討議不十分です。

だからこんごはその点を、職場地域で意志の疎通をはからなければならぬと思います。

D　どこも同じだと思いますね。合理化の一環としてはっきりと分っているんですか……。そういう問題も含めて徹底的に理解させることが大事だと思います。

C　運輸関係から各職場に入って積極的に、座談会の中などで知ってもらうことも大切ですね。

B　そのことは、この問題を三池の全組合員に広めるのと変わりはないでしょうし、また市民に対するものもまだ大きいと思いますね。

E　できれば交流座談会などもつのも必要だと思います。すでに始めていなければならなかったのではないかと思います。

いつでも斗える態勢へ

司会　問題の中心は、いかに広めの意志統一、そしてせっかちにならず長期抵抗路線との斗いを、どういうふうに並べて行くかこの辺の意志統一を十分にしておかないと問題があります。

A　会社のねらっている組織分断と港務所の合理化もつながっているだろうし、それと今斗っている政転も石炭産業の合理化ということで、つながりは立派にあると思います。そういうことで、政転を斗いとらねば地方鉄道問題も斗いとられないと思います。

B　基本的にはそうですが、具体的にはどうかがよく分っていないと思います。

D　政転との結びつきの中から私たちのこんごの斗いとしては、内部の意志統一をはかり、長期柔軟な斗いの中で、いつでも斗かえる態勢をつくって行くということが一番問題ですね。

全体の意志統一を

司会　どうこれをわれわれの問題として受けとめて行くかということになるのですね。

B　やはり自信ですね。政転に勝つということは、地方鉄道問題にも勝つという自信。

C　やはりみんながどうしても勝ち抜くという確信がもてねば、執行部がどんな戦術をとってもダメだと思います。

だから、そのためにも各人に自信をもたせる情宣・交流の中から、その方向に持って行くということがいえると思います。

司会　政転斗争のこちらからの要求がはね返ってきて、港務所の中では向うからの攻撃として受けとめねばならない、そう理解して行けばさき程からいわれたように、会社から提案した問題をいかに消化し、全体のものとして意志統一をすることが大切かという結論ですね。

ではこの辺で終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

敬弔

去る二十一日殉職された同志福村鉄雄さんの霊に対し、謹んで哀悼の意を表します。

三池炭鉱労働組合
三池炭鉱主婦会

裁判の公正をけがすもの

辯護士　諫山　博

AとBとが、ささいなことから殴り合いをはじめました。AはBがさきに殴りかかったといい、BはAがまず手をだしたといいはります。どちらの主張が正しいかはAのいい分とBのいい分をじっくり聞いたうえでないときめられません。どちらか一方のいい分だけで判断すれば、偏った結論しかでてきません。こんなことは、子供にだってわかる理屈です。ところがこの理屈が、裁判所や検察庁ではなかなかとおりません。

高裁、懲役刑を取消す

第二組合員と職員の暴力的なピケ破り事件にたいして、福岡高等裁判所は第一審の懲役刑を取消し軽い罰金に減刑しました。判決のなかで、第二組合員には就労権があったから、三池労組のピケは違法と認めるといっています。十六日の夕刊は、このことをさも重大な最高裁判所でさえも、ピケの正当性が争議をめぐるもろもろの事情できめられるべきことを判示しているからです。

危険な一方的な判断

第二組合員と職員の事件で、はたしてこの点の審理がつくされた事件であるかのように書きたてました。

争議中にできた第二組合に就労権があるかどうかは、第二組合がいかにしてつくられたかをぬきにしては論ぜられません。第二組合成立の過程で会社の支配介入があれば、その組合に就労権が認められないことは、すでに諸説が一致しているからです。三川鉱のピケ合員が、証人として証言しました。そのほかにも、たくさんの職員や第二組合員が証言台にたちました。しかるに、三池労組の幹部は誰一人として、三池争議の正当性について証言する機会を与えられませんでした。会社職制と第二組合幹部の証言だけをもとに、第二組合の就労権や三池労組のピケの正当性を云々しているのです。Aのいい分のみを聞いて、ABの争いに一方的な判断を加えたわけです。

敵は三井独占だけではない

私は、第二組合と職員の暴力を本気で追求しなかった検察官をダンガイします。また、かかる馴れ合いを容認したとしか思えない裁判所にも抗議します。そして、私たちの敵が依然として、決して三井独占資本だけでないことをかみしめつつ、いまつづけられている三池労組にたいする弾圧事件の裁判を斗い抜こうと、決意をあらたにしています。

（昭三七・一〇・一六）

こんなことで、公正妥当な結論が得られるはずはありません。

福岡高等裁判所の判決をみて、私は三池争議における狂気じみた官憲の弾圧を、第二組合員・職員暴力団・暴力警察官にたいする手のひらを返したような手ぬるさとともに、あらためて思いおこしました。あのときと同じへんぱな取扱いが、法廷のなかでもつづけられていることを思い知らされたのです。